

浜黒崎小学校いじめ防止基本方針

1 方針の主旨

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校は、学校と家庭、地域とが連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という）第13条の規定に基づき、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめ対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「浜黒崎小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

2 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての児童に関わる問題であることから、児童が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うものとする。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない重大事態をも生み出す行為であることについて、児童も十分に理解できるように行うようにする。

加えて、いじめの防止等の対策にあたっては、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力も得ていじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むものとする。

3 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・「いじめは、どの学級でも起こり得る」という前提で、細やかに児童の心を見つめ、話に耳を傾けている。毎月、担任がいじめチェックリストを記入し提出することで、実態を把握し、いじめの恐れがある場合には、対応を共通理解したうえで、複数の教職員ですぐに対応に当たっている。
- ・叩く、蹴る、持ち物へのいたずら、冷やかし、からかい、心ない言葉かけ、仲間に入れない、冷ややかな目線を送るなどの訴えは、複数の学級で認知されており、担任等による継続した見守りや指導をしている。また、その日のうちに関係児童を集め、情報を収集し、解決が見込めるように取り組んでいるものの、依然として暴言や冷やかしが継続している事案が見受けられたため、個や全体への指導や対応とともに、保護者への連絡や対応を行い、改善が図られるよう努めている。

(2) 本校の課題

- ・いじめが教職員の目が届かないところで起きていることがある。また、腹を立てたときに衝動的な行動を起こす児童も見られる。全教職員でアンテナを張り巡らしたり、毎月の定期的な調査をしたりすることで、共通理解を図り、組織的に対応する必要がある。

4 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止のための取組

- ・「いじめは絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に浸透させるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てよう努める。
- ・道徳教育や人権教育を充実させ、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けることで、児童の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- ・児童がいじめ問題について学び、児童自らがいじめの防止を訴えるような取組（児童会・学級会によるいじめ撲滅宣言や相談箱設置等）を推進する。
- ・いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努める。
- ・いじめの要因となり得る教職員の児童理解能力、人権感覚、授業力等の向上を図り、教職員自身が、率先していじめ防止の範を示すよう心がける。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、実態に応じたよりよい取組となるよう改善に努める。

※参照 【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・休憩時や清掃時、児童の観察、定期的なアンケートや日記、健全育成会やスポーツ少年団の指導者からの情報等、アンテナを高くして児童を見守る。
- ・「よくあること」「これくらいなら」と甘く考えず、情報を丁寧に受け止め、学校の教職員全体で共有し、解消に向け、親身になって迅速に取り組む。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。
- ・児童や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努める。
- ・児童が、貸与された一人1台端末に搭載された「教育相談受付システム」を活用できるように、児童、保護者に広く周知するよう努める。

(3) いじめが起きたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、直ちにその行為を止める。
- ・児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、親身になって、迅速・丁寧に対応し、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。

※参照 ①【表1 校内いじめ対策委員会】

②【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

③【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

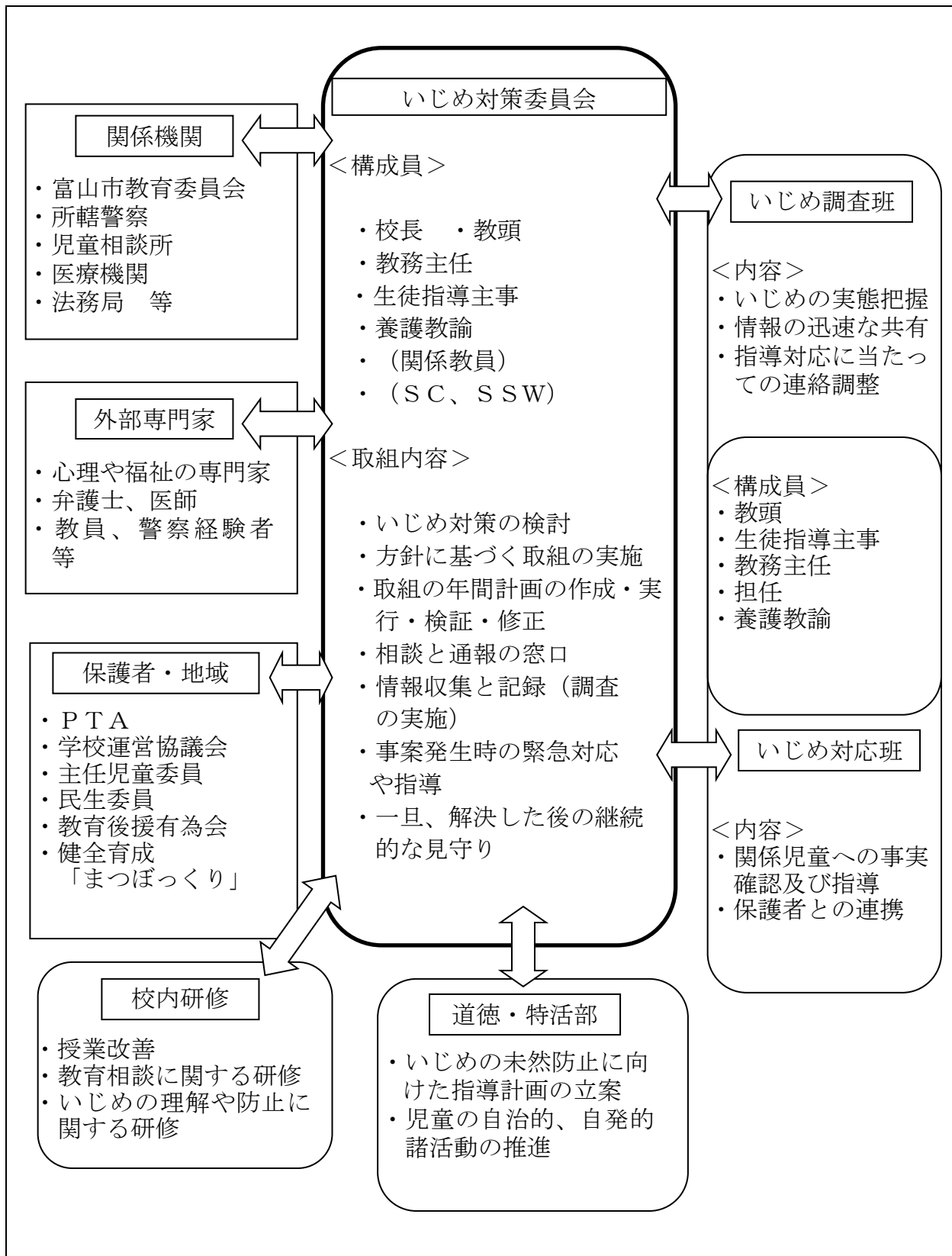
- ・速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた児童といじめた児童のそれぞれの保護者に連絡する。
 - ・児童の心身に重大な被害が生じている、又はその疑いがあるいじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。
 - ・いじめられた児童とその保護者へは次のような支援を行う。
 - ア いじめられた児童を守ることが最優先であることを強く認識し、徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、授業時も休憩時も複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた児童の安全・安心を確保する。
 - イ 保護者の気持ちに寄り添い、訴えや不安に丁寧に耳を傾ける。学校の状況や取組を具体的に説明するとともに、保護者の思いに十分に耳を傾け、信頼関係を大切にしながら、結果を出していく。
 - ウ 状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組む。
 - ・いじめた児童とその保護者へは次のように指導・助言を行う。
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努める。
 - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者と継続的に対話していく。
 - ウ いじめた児童へは、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
 - エ いじめの背景に目を向け、いじめた児童のプライバシーにも留意する。
 - オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童の健全な成長を促すことを目的に行う。
 - ・いじめが起きた集団の児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた児童に対しては、同調はいじめに加担することに等しいことを理解させ、いじめを根絶する態度を育てる。
 - ・謝罪で解決したものと考えず、当事者同士や周りの児童との関係が修復し集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続ける。
 - ・いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していく。
- ※解決後、3か月間は児童の様子を見守り、声をかけたり個別に相談の場を設けたりする。また3か月後に保護者と面談し、様子を伺う。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて警察等に相談の上、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導する。
 - ・ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知する。
 - ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努める。

【表 1 校内いじめ対策委員会】

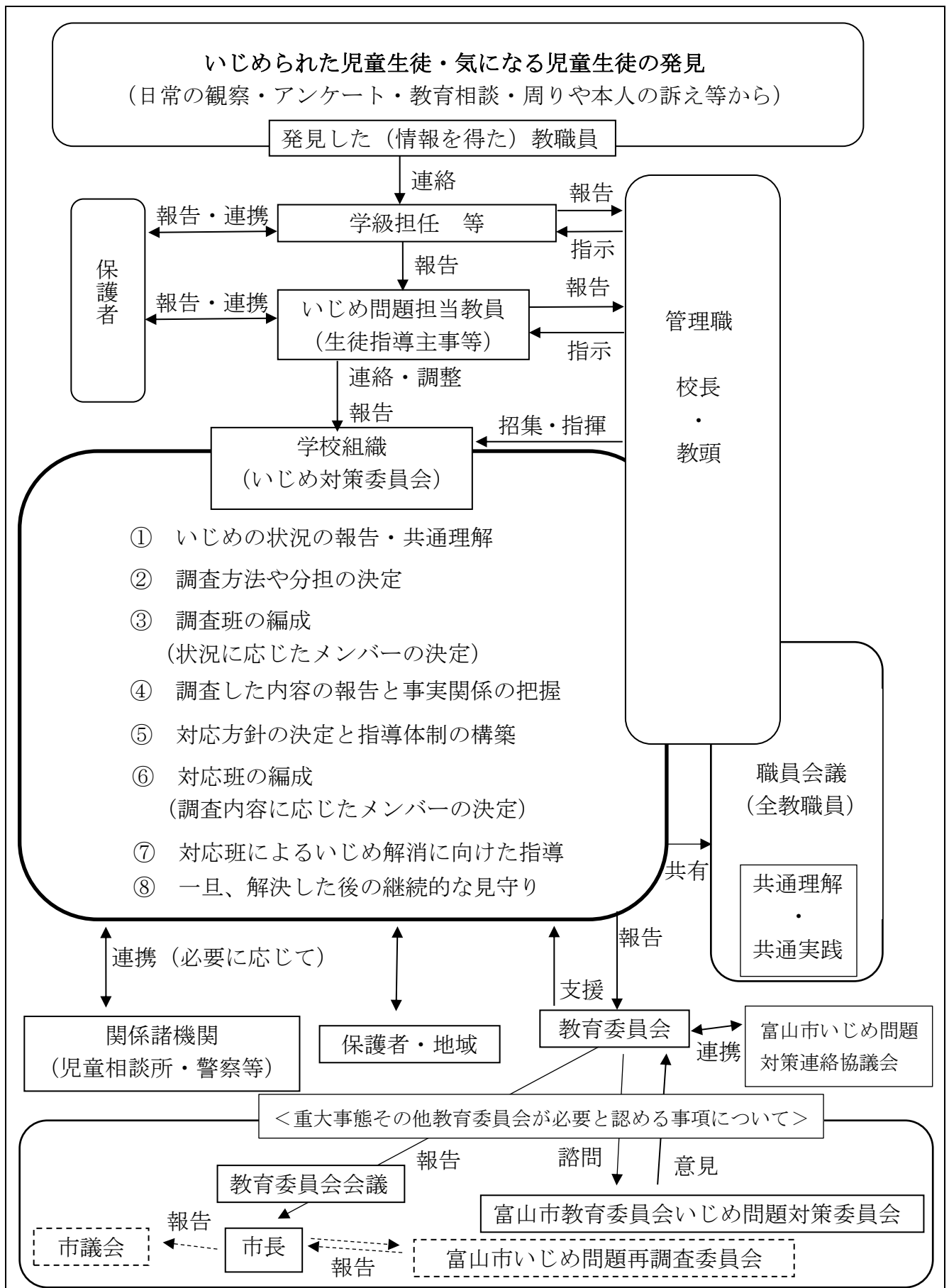
役 職	分担 1	分担 2	備 考
校長	総 括		
教頭	調査班	対応班	
教務主任	調査班	対応班	
生徒指導主事	調査班		
(スクール カウンセラー)	調査班	対応班	
各学年担任	調査班	対応班	
養護教諭	調査班	対応班	
無担任		対応班	

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

(法第22条に基づく組織)



【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月
校内委員会等	いじめ対策委員会実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通理解 職員会議	PTA 総会及び学年懇談会での保護者啓発	事案発生時、緊急いじめ対策委員会の実施	いじめ問題に関する職員研修会①	
未然防止への取り組み	いじめ実態把握調査	① 学級づくり 人間関係づくり (運動会・集団宿泊学習)		児童会による未然防止に向けた自治活動	
早期発見への取り組み			生活アンケート 教育相談週間	保護者 学校評価 アンケート	

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等	いじめ対策委員会実施② ・情報共有 ・2、3学期の指導計画の確認		事案発生時、緊急いじめ対策委員会の実施		いじめ問題に関する職員研修会②		いじめ対策委員会実施③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し
未然防止への取り組み	② 学級づくり 人間関係づくり (集団宿泊学習・学びの発表会等)		児童会による「人権週間」への取組			道徳教育・特別活動計画へ生かす	
早期発見への取り組み			生活アンケート 教育相談週間	保護者 学校評価 アンケート		教育相談週間	

5 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

- ①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- ②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（年間30日以上欠席を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席している場合は目安にかかわらず、迅速に調査に着手する）
- ※「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」
- ※申立て時点において、学校がいじめの事実等を認識出来ていない場合には、必要に応じて、学校組織による調査を実施し、事実確認を行う。

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・富山市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは調査のための組織を設ける。
- ・学校が調査の主体となる場合、各学校に設置されている学校組織の教職員のほか、必要に応じて、職能団体等から推薦を受けた医師や弁護士、公認心理師、スクールソーシャルワーカー等といった第三者の専門家が参画した調査組織となるように努める。また、速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援の下、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たる。
- ・事案の特性やいじめられた児童生徒または保護者等の訴えを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと市教育委員会が判断する場合や、学校教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会が主体となって調査を実施する。
- ・場合によっては、学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配付や緊急保護者会の開催を行う。
- ・事案によってはマスコミの対応も考えられるので、対応の窓口を明確にして適切な対応に努める。